

## 名古屋家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

### 1 日時

平成20年11月10日（月）午後2時00分から午後4時40分まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

### 3 出席者

（委員）

油田委員，伊豫田委員，小笠原（溪）委員，児玉委員，陣内委員，高羽委員，仲島委員，松尾委員，三輪委員，成瀬委員，飯倉委員，安江委員，水谷委員  
（事務担当者）

菊山首席家庭裁判所調査官，土本少年首席書記官，有田次席家庭裁判所調査官，安藤次席家庭裁判所調査官，中島家事次席書記官，鬼頭家事訟廷管理官，立川事務局長，青木事務局次長，村田総務課長，永井総務課課長補佐，永瀬総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 所長あいさつ

#### (3) 委員紹介

#### (4) 職員紹介

#### (5) 委員長選出

委員の互選により安江委員が委員長に選任された。

#### (6) 中島家事次席書記官が「家事調停当事者アンケート」の結果報告を行った。

#### (7) 意見交換

テーマ「家事調停の在り方」について，意見交換を行った。発言内容は別紙のとおり

#### (8) 次回期日

平成21年5月28日（木）

#### (9) 閉会

(別紙)

(委員長)

まず、家事調停の進め方、当事者への配慮について市民の立場からみて大切と思われることについて御意見を伺いたい。

(委員)

家事調停事件の申立人の男女比はどれくらいか。

(説明者)

夫婦関係調整事件についての数字であるが、申立人について言えば、女性(妻)が男性(夫)の約2, 3倍となっている。

(委員)

調停の待合室が一杯になるということだが、どれくらいの人が待合室を使用しているのか。

(説明者)

調停室は全部で26室あるが、25室くらい使用していることから、午前・午後ともに申立人、相手方とも1人ずつであるとすれば、申立人待合室と相手方待合室をそれぞれ、午前・午後とも25人くらいが使用することになる。ただ、代理人もいるし、当事者が複数の場合もあるので、実際はそれ以上の人数となる。

(委員)

調停委員については、今回のアンケート結果により、高い評価を得ており、調停委員はよく頑張っているということが分かった。

(委員)

調停委員は、一人で同時に何件くらいの事件を持っているのか。

(説明者)

はっきりとしたデータを持っているわけではないが、少ない人で1, 2件、多い人では30件くらい持っている人もいないかと思う。

(委員)

待合室が混雑しているということであれば、当事者には待合室で待ってもらわなくても、例えば携帯電話などで呼出しができないか。

(説明者)

待合室の外で待ちたいという人や職員に断って喫煙所にいるからという人も少ないながらもいる。ただ、携帯電話での呼出しということはこれまで考えていなかった。

(委員)

裁判所から調停当事者へ送付されている説明文書には、1枚の紙に文章を詰め込み過ぎているものがあり、改行したり、行間をもっと空けたり、活字を大きくしたり、重要な箇所は、アンダーラインを引いたり、ゴシック体にするとういと思う。

(委員)

調停事件の進め方について、午前と午後の2サイクルで運営するのではなく、例えば、午前と午後1時15分から午後3時及び午後3時15分から午後5時という3サイクルにすれば、調停で丸1日仕事がつぶれるということもなく、午後から勤務もできるし、調停室の確保にもつながるのではないか。

また、当事者へのプライバシーの配慮が必要であり、待合室において当事者の名前を呼ばずに調停委員が当事者を特定するなどして調停室に連れて行くようなよい工夫はないか。

待合室を申立人と相手方に分けるのではなく、男性用待合室と女性用待合室に分ける方法は、メリットがあると思う。

(説明者)

現在でも、当事者が希望すれば調停期日を午後3時に入れるということも柔軟に行っている。3サイクルを原則にした場合には、1日に指定する調停事件が増加することに伴う裁判所側の態勢の整備という問題も出てくるが、今後の検討課題と考えている。

当事者の呼び方について、出頭受付で部屋番号札を渡してその番号を呼ぶという方式を行っている庁もあるが、大規模庁においては実施されていないと聞いている。プライバシーへの配慮は重要な問題であるので、今後更に工夫していきたい。

(委員)

私は現在調停委員でもあるが、当事者の呼び方について、今のところは特に配慮はしていないが、調停期日の2回目以降は当事者の顔を覚えているので、「あなたは何号室の調停室に入ってください。」といったやり方をしている。部屋の番号札を渡して、その部屋番号を呼ぶというやり方であれば、それほど手間でもないと思う。

(委員)

20代、30代といった若い世代の当事者でお子さんと一緒に来られる方もいると思うが、託児所の設置の実現性はどうか。既存の保育所での一時保育という方法もあるので、市町村とも連携をとりながら検討してもらいたい。

(委員長)

託児所については、予算面や施設面等の問題もあり、実現するのは難しいのではないかと思う。

(委員)

裁判所は、予め当事者に対し、こういった施設やサービスもあるということを事前に案内してほしい。当事者に付添人がいれば、調停をしている間、付添人が子供の面倒を見たりする部屋も必要となるし、私の知っている病院では、患者にポケベルを持たせて連絡を取るといふこともしているので、検討してほしい。

待合室に雑誌を置いたり、テレビを置いたりすることも検討してほしい。

トイレは、各階に1箇所しかなく、トイレ付近で当事者が鉢合わせをする危険性があるため、申立人と相手方は別々の階で待たせた方がよいと思う。

(説明者)

当事者がポケベルを持ち、庁舎内を自由に歩き回ると、鉢合わせ等により、却って危険な場面もある。申立人と相手方を別々の階にするのは、待合室の広さの問題もあり難しい。

(委員)

付添人の件については、お母さんとおばあちゃんと一緒に来てもらい、お母さんが調停をしている間、おばあちゃんが子供と一緒に待合室で待っているということはよくある。待合室を男女別に分けるという案については、例えば授

乳やオムツを替えたりすることは、男性の前では気兼ねしてしまうので良いと思う。

(説明者)

授乳の問題であれば、申出があれば、例えば和室を用意するという便宜も図る態勢にはある。ただし、裁判所からこういう施設があるということのアナウンスは行っていない。

(委員)

授乳室として和室が用意されているのかとか、午後3時からの期日にしてほしいということは、当事者の方からはなかなか言い難いので、当事者からの要望がなくても、裁判所の方から事前に案内もしてほしい。

(委員)

本年7月から申立人と相手方の双方から事情説明書を提出してもらっており、その事情説明書に調停の進め方とか裁判所への希望があれば書いてもらう項目があり、第1回調停期日に出頭できない理由とかその他の要望も書いてもらうようにしてある。

(委員)

当事者目線に立って、よくある質問等（FAQ）を冊子にしたらどうか。

(委員)

よくある質問等を冊子にしてあれば、当事者としては、そんな事も裁判所に相談していいのかということになり、非常に有益だと思う。

(委員)

限られた予算の中での施設充実という観点から考えると、待合室で当事者が顔を合わせないための方策をとるとするのは良いが、新聞、雑誌、BGM等については、ちょっと違う問題ではないか。調停の解決に意味があるということであれば良いことかもしれないが。

(委員長)

裁判所に来るとするのは、よくよくのことであり、当事者の悩みは深刻であり、BGMは気分を和らげるためにも有効ではないかと考えている。

(委員)

当事者に対して、申立人と相手方とでは、トイレは別の階を使用するように、といった案内はできないか。

(委員)

DVの対応をきちんとやる必要があると思う。

(説明者)

裁判所としては、その点に一番神経を使っており、時間差を設けて呼び出したり、階を分けたり、退庁時刻をずらして申立人を先に帰したりすることも行っている。

(委員)

家裁は暗いというイメージを持っていたが、実際にはとても明るい。先程から議論が出ている、当事者同士が顔を合わせないとか、名前の呼び方とか、新聞やテレビを置くなどということは、過剰サービスではないか。それで調停がうまくいけばよいが、新聞などは当事者が自分で持ってくればよいと思う。

(委員)

当事者は、それだけ待たなければならないということは予め分かって来ているのか。思っていたより待たされるということかなと思う。できれば、雑誌等を置くだけでもいいと思う。

(委員)

待たせることがあるから何か持って来て下さいといったことを事前に伝えることも裁判所の方で考えることが必要だと思う。

(説明者)

待合室では、当事者の気持ちを和らげるものも必要だと考えている。現在待合室には、絵本や部内で読み終えた新聞等を置いているが、残念ながら当事者に興味を引くようなものではなく、当事者は所在なげに待っていることが多いのが実情である。

(委員)

待合室については、代理人が付いていれば、そこで打合せをしたりしてあっという間に時間が過ぎてしまうが、その声他の人には耳障りになるという意見があり、私自身も初めて気付かされた。DV事案の人とか、いらいらしてい

る人もいる。

今考えているのは、ささやかな事でもできる事からしていくということであり、当事者の気持を落ち着かせる環境作りが調停を進める上で必要だと思う。

(委員)

調停の当事者が待合室で待っているときは、雲が流れていくなどの自然の風景を見ているくらいが一番いいと思う。

窓のない調停室もあるようだが、今後設計するときは、そのような点も是非考えてもらいたい。

基本的な質問になるが、養育費の調停が不成立となった場合はどうなるのか。また、取下げもできるのか。

(説明者)

審判に移行して、家事審判官が判断することになる。また、取下げは可能である。

(委員)

養育費を何とか支払わせる方法はないか。

(説明者)

強制執行以外にも、家庭裁判所独自の制度で履行勧告という簡便な手続がある。この手続は電話による申立ても可能であり、申し出があると家庭裁判所調査官が勧告する制度で、それなりの効果がある。

(委員)

協議離婚の場合、当事者間の約束だけでは強制執行はできないのか。

(委員長)

調停調書や判決がないと強制執行はできないが、公正証書を作成しておれば強制執行が可能となる。

(委員)

離婚調停の申立てをして、相手方が不出頭の場合にはどうなるのか。

(委員長)

離婚の場合であれば、何回か呼出しをしても不出頭であれば、調停不成立ということになる。養育費や婚姻費用分担等の乙類調停事件については、審判に

移行して最終的に家事審判官が判断することになる。

離婚訴訟においては、出頭しないと不利になることもある。

(委員長)

家事調停委員に求められる資質及び適任候補者の確保について御意見を伺いたい。

(委員)

調停委員には資質の高さが必要だということを改めて認識させられた。これは本当に難しい仕事だと思うが、調停委員をどのように選任しているのか。

(説明者)

弁護士会や、各種団体に推薦を依頼したりして、面接を行った上で最高裁判所に任命を上申している。今後も良い人材を捜していくことが重要であると考えている。

(委員)

調停委員の数は足りているのか。

(説明者)

本庁は男女合わせて約200名、4つの支部の合計もほぼ同数の200名、合計約400名であるが、現時点では人数的には足りている。

(委員)

調停委員候補者の推薦を各種団体に依頼しているということであるが、具体的にはどういう団体に依頼しているのか。また、その際には何らかの資格条件を付した上で依頼しているのか。また、調停委員の職業はどのようなものか。

(説明者)

各種団体には色々あるが、弁護士会、司法書士会、税理士会等の組織に依頼している。依頼する際には、調停委員の職務内容及び公平性等が要求される仕事であることを推薦団体の担当者に説明して推薦を頂いている。

調停委員には、弁護士、公認会計士、税理士、無職の方では元教員等いろいろな人がいる。

(委員)

調停委員の採用面接では、性格が穏やかで、人の話をじっくり聞いてくれる

等、知識よりもそういった要素が重要だと思うが、そういう点が不適合で採用にならないというケースはあるか。

(委員長)

そういう場合もある。

(委員)

実際の事件では男女ペアの調停委員が担当することになるが、一方の調停委員が自分の考え方を当事者に押しつけるなど問題のある対応をしたときに、事後的に当該調停委員に調停委員を辞退してもらうことはあるのか。

(委員長)

そのようなケースで当該事件の調停委員を辞退して頂いた場合もあるし、問題のある事例であれば、調停委員としての2年の任期を待たずに調停委員を辞退して頂いたケースもある。

(委員)

年間約7000件の家事事件があり、調停委員数は約400名ということで、どうして調停委員は足りているのか。また、調停委員は大変な仕事だと思うが、ボランティアなのか。

(説明者)

調停委員が足りなくて期日指定ができないというケースはほとんどないので、現状では足りていると考えている。

なお、調停委員には、旅費・日当が支払われている。

(委員)

本来の仕事が忙しい人は、調停委員としての勤務が週に1回という人もいるのか。

(説明者)

そういう人もいる。

(委員)

どのくらい自由となる時間があれば、調停委員としてやっていけるのか。

(説明者)

推薦依頼をするときには、週に1回程度調停委員として働いていただける方

をお願いしている。

(委員)

先程、調停委員は足りているということであったが、本当に足りているのか。

(説明者)

現状では事務処理に支障はないので人数としては足りているが、任期を待たずに辞任する方もいるので、補充していく必要はある。

(委員)

調停委員の定年は何歳か。

(説明者)

原則として70歳を超えての再任はしていない。

(委員)

30代、40代の離婚が多いため、あまり年齢差のない50代くらいの調停委員も必要だと思う。調停委員の研修は、年に3回くらい実施しているのか。

(説明者)

裁判所が実施する研修は、年に3回である。その他に調停委員が自主的に行う研修もあり、求めがあれば裁判所からも講師を派遣している。

(委員)

研修をうまくやっていくことが非常に重要だと思う。

(委員)

DVの知識等について、初任者研修後初めて調停事件を受任するまでの間、暫く時間があるので、私的な勉強会を開いたり、調停協会主催の研修会を行っているが、まだまだ課題がある。今年度は、裁判所が行っている調停充実プロジェクトにも参加している。調停委員は各自でよく勉強をしていると思う。

(委員長)

裁判所としても、調停委員に任せるだけでは駄目だと考えており、ロールプレイ方式の研修も行っている。今後も充実した研修を実施していきたいと考えている。

(以上)